

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	村田町民体育館条例 第4条第1項(第11条第2項の規定により指定管理者が管理を行う場合を含む。)		
例規番号	昭和53年条例第33号		
【基準】			
<p>第4条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 体育館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、体育館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 体育館又はその附帯施設を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	令和5年4月1日